

協働のまちづくり

『協働のまちづくり』に関する活動をシリーズで紹介していきます
今回は、協働とは何か、そして町内で活躍するNPO団体活動をご紹介します



自治基本条例が施行されてから、1年が過ぎました。

自治基本条例に基づき、町民の皆さんが主体のまちづくりを進めるため、昨年6月に町民の皆さんが主体となった「協働のまちづくり推進準備委員会」が設置され、「協働のまちづくり基本指針」の素案が策定されました。今年も、この素案を基に「協働のまちづくり基本指針」の策定、そして町民の皆さんに分かりやすい概要版を配布します。

「協働」の背景

国から地方へ権限や財源の移譲など地方分権改革が進められています。市町村は権限も大きくなる反面、責任を持った行政運営が必要になります。

また、国や市町村の財政難により、これまで行政主導で進めてきた公共

サービスの維持が難しくなってきた反面、モノの豊かさ、利便さだけでなく、いきがいや健康、心の豊かさなどを求める人が増え、住民のニーズが多様化してきました。

阪神淡路大震災では、警察や消防、行政による救援が追いつかず、ボランティアの団体や地域の人々等が救援に携わりました。

地方分権改革や住民ニーズの多様化を背景に、この大震災をきっかけにして、地域の自立と連携が必要不可欠に分かり、住民が行政と地域の課題解決に取り組む「協働」の意義が再確認され、全国に協働のまちづくりが波及するようになりました。

「協働」とは

「協働」とは、町民の皆さんと行政が「お互いに役割と責任を担い、それぞ

れの特性等を尊重しながら補完し、協力しあう（自治基本条例第2条5）ことをいいます。

町民の皆さんの中には、専門性の高い人々がいたり、迅速な行動や柔軟性のある対応ができるなど行政にはない力があります。

行政は、公平・公正でなければならず、どうしても対応が遅くなりがちで、一律のサービスになりますが、多くの情報と予算を持っています。

このような町民の皆さんと行政がお互いの力を合わせることで、効率的でニーズの多様化に対応した、きめ細かく、質の高いサービスを行うことができます。町民の皆さんが参加することで、納得したまちづくりができ、行政運営の透明性が高まります。これが町が目指す「協働」です。

「協働」の活動例

児童の登下校時の巡視やパトロール、高齢者への声かけ訪問、災害時・緊急時のための福祉マップ作り、道路のごみ拾い、木が生い茂って見通しが悪くなった道路の木の伐採などのボランティア活動が協働の例といえます。

また、この他の様々なボランティア活動も協働のまちづくりの活動といえます。

NPO（特定非営利団体）

NPOとは、住民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体を指して使われます。

このうちNPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

町では、NPO法人上富良野たんぼの会と、4月12日に開所した、障がい者・障がい児通所小規模多機能事業所「なないろニカラ」が活動しています。

町内で活動するこの2つのNPO団体の活動を紹介します。

NPOの特徴

NPOの活動の基本である「非営利」とは、「利益を設立者や会員など関係者に配分しない」という意味です。非営利は無報酬ということではありません。NPOは社会貢献活動を組織的、継続的に行うので、事務所を借りたり、有給のスタッフを雇うことが必要になり、提供するサービスに見合った対価を徴収して事業収益を上げなければなりません。

NPOは、Non Profit Organizationの略です。

シリーズ

協働のまちづくり



NPO法人上富良野たんぼぼの会
代表 三島 功士 さん

「スタッフが34名いますが、これから
も会の趣旨に賛同していただける方、
参加してくれる方を増やしていき、町
と町民が協働して行う事業をたんぼ
ぼの会で担っていき、活動の幅を広げ
て行ければと考えています。」

●託老所たんぼぼ
高齢者・障がい者等の交流親睦の場
として、水曜日と日曜日の週2回、中
茶屋、子どもセンターで開設していま
す。介護保険の対象にならない方が対
象で、登録すれば自由に参加できま
す。毎回約15名の方が参加し、軽運動
やレクリエーション、手芸、囲碁、将

NPO法人
上富良野たんぼぼの会

平成14年4月に、定年退職した仲間
が集まり、福祉ボランティアたんぼぼ
の会を結成しました。託老所から始
め、翌年にNPO法人上富良野たんぼ
ぼの会を設立しました。現在のスタッ
フは34名です。中茶屋の管理業務やか
みんの喫茶コーナーの運営を行って
います。



< 託老所の様子 >

棋等各自の趣味を楽しんでいます。
●高齢者・障がい者等の生活支援
高齢者や障がい者等の家事支援やガ
イドヘルパー、生活上の相談、話し相
手などを行っています。

●福祉有償移送サービス
要介護度が1〜3の人を対象に病院
まで移送するサービスを行っています。

障がい者障がい児通所小規模多機能事業所
なないろニカラ



障がい者・障がい児通所小規模多機能事業所
「なないろニカラ」
施設長 二宮 利和 さん

「4月12日に開所し、これから事業を
行っていくところですが、3年後には
NPO法人として独立できるよう頑
張っています。また、将来的に、障が
い福祉サービスの他に、子育てのお母
さんや高齢者の方を対象にした事業
を展開していければと考えていま
す。」

●就労継続支援・自立訓練(生活訓練)
主に障がいを持つ成人を対象に、自
立生活を目指した事業所内での委託作
業や自分たちで企画した事業、委託先
での仕事をする支援を行います。

●移動支援事業
旭川のショッピングモールでの買い
物、ボーリング、プール、体育館での
トレーニングなど、趣味や買い物の外
出のお手伝いをします。

障がい者・障がい児通所小規模多機
能事業所「なないろニカラ」は、障が
い福祉サービスを行っているNPO法
人とむての森の上富良野事業所とし
て、4月12日(月)に開所しました。
ボランティアの方と一緒に、障がい
者・障がい児の日中一時支援事業預か
りや就労継続支援・自立訓練、移動支
援事業を行い、3年後には独自のNP
O法人設立を目指しています。

●日中一時支援事業
障がいを持つ児童の居場所を提供し
ます。学校が終わった後や休みの日な
どに預かります。
障がい児の社会性を育むことや、親
の負担を軽減し、働く時間などを持つ
ことを目的に行います。

なないろニカラでは、地域で活躍す
るボランティアの方を随時募集し、活
動します。



< 日中一時支援の様子 >